

會員倫理規程

平成26年12月 1日 制定
令和 3年 6月29日 改訂

会員倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人未踏(以下「当法人」という。)の定款第2条に規定する目的を達成するために、会員一人ひとりが、諸規則および関係法令の遵守義務を自覚し、社会的信頼に値する高い倫理観に基づき、社会的良識をもって会員活動を行うことを目的とする。

(宣言文)

第2条 私たち、一般社団法人未踏の会員は、次の事項を履行することを誓い、宣言致します。

1. 品位と見識の保持
会員は、常に専門家としての品位と見識の保持に努め、これを通じて当法人に対する信頼を高めること。
2. 社会的責任の全う
(ア)会員は、法令の遵守はもとより、その活動が社会・経済・環境に与える影響に責任を持ち適切に意思決定すること。
(イ)会員は、業務の結果はもとより、業務遂行過程における各種判断や言動についても責任を持つこと。
3. 公共の福祉への貢献と社会的公正の確保
(ア)会員は、業務の遂行にあたっては、依頼者の利益はもとより、社会全体の利益を重んじ、公共の福祉の向上に貢献するよう努めること。
(イ)会員は、専門的見地から客観性と透明性をもって業務を遂行し、また要請に応じて多様な関係主体間の調整を行なうなど、社会的公正の確保に努めること。
4. 責任の全う
(ア)会員は、常に知識を磨き、能力の向上に努めること。
(イ)会員は、業務の遂行にあたっては、知識と経験を傾注し、業務の品質向上に最大限の努力を払うこと。
(ウ)会員は、高度な専門技術を活かし工夫して、課題の解決に貢献するように努めること。
5. 秘密の保持と漏洩防止
(ア)会員は、業務上知り得た情報や秘密を他に漏らさないこと。
(イ)会員は、個人情報の保護や各種データの管理・運用を厳正に行い、情報の漏洩や事故等の防止を徹底すること。
(ウ)会員は、著作権等の知的財産侵害の防止を図ること。
6. 会員相互の信頼と協力
(ア)会員は、互いの名誉や立場を尊重し、信頼関係の醸成に努めること。
(イ)会員は、必要に応じて、相互に協力しあるいは他の専門家の協力を求めるよう努めること。

(遵守義務)

第3条 会員は、前条の宣言に従い、当法人の定款、諸規則・規程及び関係法令等を遵守しなければならない。

(入会における誓約)

第4条 個人会員は、本規程の宣言文を明記した入会申込書に署名し、本規程の遵守を誓約して、入会の申し込みをしなければならない。

2 個人正会員が、当法人ホームページを介して電磁的方法により、入会の申し込みをした場合も、本規程の宣誓文に同意し、本規程の遵守を誓約したものとみなす。

3 法人会員は、入会の審査において、当法人の定款及び諸規則・規程の説明を受けた上で、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(指導及び勧告)

第5条 宣言文及び遵守義務の違反者に対しては、代表理事は事実確認の上、指導・勧告を行う。

2 指導・勧告にもかかわらず、是正されない場合は、定款第10条（除名）を適用する。

3 社会通念上に照らし合わせて極めて悪質な行為と判断される場合は、指導・勧告を経ずに定款第10条（除名）を適用する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、社員総会の議決を得て実施することができる。

<附 則>

この改訂規程は令和3年6月29日からこれを適用する。